

○福島地方水道用水供給企業団会計規程

〔平成 15 年 3 月 13 日
管理規程第 8 号〕

改正	平成 23 年 2 月 28 日管理規程第 1 号	平成 23 年 4 月 1 日管理規程第 2 号
	平成 23 年 6 月 21 日管理規程第 3 号	平成 24 年 4 月 1 日管理規程第 3 号
	平成 25 年 2 月 1 日管理規程第 1 号	平成 25 年 4 月 1 日管理規程第 3 号
	平成 25 年 12 月 2 日管理規程第 5 号	平成 26 年 4 月 1 日管理規程第 1 号
	平成 28 年 3 月 15 日管理規程第 2 号	平成 28 年 3 月 15 日管理規程第 3 号
	平成 29 年 3 月 28 日管理規程第 2 号	平成 30 年 4 月 1 日管理規程第 3 号
	平成 30 年 10 月 30 日管理規程第 4 号	

福島地方水道用水供給企業団会計規程（昭和 60 年管理規程第 14 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）

第 2 章 伝票及び帳簿並びに勘定科目

第 1 節 伝票（第 6 条－第 9 条）

第 2 節 帳簿（第 10 条－第 16 条）

第 3 節 勘定科目（第 17 条）

第 3 章 収入及び支出

第 1 節 収入（第 18 条－第 24 条）

第 2 節 支出（第 25 条－第 33 条）

第 3 節 支出の方法の特例（第 34 条－第 41 条）

第 4 節 支払（第 42 条－第 50 条）

第 4 章 前受金預り金及び預り金有価証券（第 51 条－第 55 条）

第 5 章 固定資産

第 1 節 通則（第 56 条・第 57 条）

第 2 節 取得（第 58 条－第 67 条）

第 3 節 管理及び処分（第 68 条－第 71 条）

第 4 節 減価償却（第 72 条－第 75 条）

第 5 節 使用及び借受（第 76 条・第 77 条）

第 6 章 予算

第 1 節 予算の編成（第 78 条—第 83 条）

第 2 節 予算の執行（第 84 条—第 88 条）

第 7 章 決算（第 89 条—第 93 条）

第 8 章 計理状況の報告（第 94 条）

第 9 章 契約

第 1 節 通則（第 95 条—第 102 条）

第 2 節 一般競争入札の方法による契約（第 103 条—第 116 条）

第 3 節 指名競争入札の方法による契約（第 117 条—第 119 条）

第 4 節 随意契約（第 120 条—第 124 条）

第 5 節 せり売り（第 125 条）

第 6 節 長期継続契約（第 126 条）

第 7 節 監督及び検査（第 127 条—第 129 条）

第 10 章 雑則（第 130 条・第 131 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、福島地方水道用水供給企業団（以下「企業団」という。）会計事務の処理に関して必要な事項を定めるものとする。

（企業出納員）

第 2 条 企業団に企業出納員を置く。

2 企業出納員は、総務課長及び当該課の出納その他の会計事務をつかさどる課長補佐及び係長（以下「出納担当課長補佐等」という。）の職にあるものを充てる。

（企業出納員への事務委任）

第 3 条 企業長は、次の各号に掲げる事務を企業出納員に委任する。

- (1) 企業長名義の預金から支払のため小切手を振り出すこと。
- (2) 公金振替書を発行して、第 5 条に定める出納取扱金融機関間の預金の組替えをすること。
- (3) 口座振替依頼書を発行して支払金の送金をすること。
- (4) 有価証券の出納及び保管に関すること。
- (5) 物品の出納及び保管に関すること。
- (6) 同一金融機関内で預金種目を組替えること。

(7) 給水料金その他の収納金を受領し、第 5 条に定める出納取扱金融機関の企業長名義の預金に預け入れること。

（善管注意義務）

第 4 条 企業出納員は、善良な管理者の注意をもって、現金その他の資産を取り扱わなければならない。

（金融機関の出納事務取扱い）

第 5 条 企業長は、企業団の業務に係る公金の出納事務の一部を指定した金融機関に行わせるものとする。

2 出納事務の一部を取り扱わせる金融機関のうち収納及び支払事務の一部を取り扱わせるものを福島地方水道用水供給企業団出納取扱金融機関（以下「出納取扱金融機関」という。）とする。

3 出納取扱金融機関は、公金の出納事務の取扱方法等について、別に企業長と契約を締結するものとする。

第 2 章 伝票及び帳簿並びに勘定科目

第 1 節 伝票

（会計伝票の発行）

第 6 条 企業団の業務に係る取引については、その発生の都度、証拠となるべき書類に基づいて会計伝票を発行するものとする。

（会計伝票の種類）

第 7 条 会計伝票の種類は、収入伝票、支払伝票及び振替伝票とする。

2 収入伝票は、現金収入の取引について発行する。

3 支払伝票は、現金支出の取引について発行する。

4 振替伝票は、前 2 項に規定する取引以外について発行する。

（会計伝票の整理及び日計表の作成）

第 8 条 総務課長は、毎日会計伝票を整理し、日計表を作成しなければならない。

（会計伝票の保存等）

第 9 条 会計伝票、日計表及び取引に関する証拠となるべき書類は、それぞれの日付けによって月ごとに編綴し保存しなければならない。

第 2 節 帳簿

（帳簿の種類及び保管）

第 10 条 企業団に関する取引を記録し、計算及び整理するため次の会計帳簿（以

下「帳簿」という。)を備える。

- (1) 予算執行計画整理簿
- (2) 総勘定元帳
- (3) 内訳簿
- (4) 収入調定簿
- (5) 預金出納簿
- (6) 物品出納簿
- (7) 固定資産台帳
- (8) 企業債台帳
- (9) 収入内訳整理簿
- (10) 預り金整理簿

2 前項各号に定めるほか、必要に応じ補助簿を備えることができる。

3 第 1 項に掲げる帳簿は、総務課長がそれぞれ整理し保管しなければならない。
(帳簿の作成)

第 1 1 条 帳簿は、事業年度ごとに作成しなければならない。ただし、帳簿の性質によりその必要がないものについては、この限りでない。

(帳簿の記載)

第 1 2 条 帳簿の記載については、次に掲げるところによる。

- (1) 帳簿は、会計伝票又は証拠となるべき書類により正確かつ明瞭に記載しなければならない。
- (2) 追加若しくは合計した事項又は金額の記載は、さかのぼって記入できない。
- (3) いったん記入された事項又は金額の訂正は、その部分に朱線 2 線を引いて抹消し、線上に訂正者の証印をしその上部又は右側に正確な記入をする。ただし、数字の誤記は、その 1 字のみを訂正してはならない。
- (4) 毎月末に月計及び累計を付ける。ただし、帳簿の性質により月計及び累計を付することを必要としないものは、この限りでない。

(総勘定元帳及び内訳書の記帳)

第 1 3 条 総勘定元帳は、第 17 条第 2 項に定める勘定科目の節について口座を設け、第 8 条の規定により作成する日計表により記帳するものとする。

2 内訳簿は、第 17 条第 2 項に定める勘定科目の節について口座を設け、会計伝票により 1 件ごとに記帳するものとする。

（科目の更正）

第14条 整理済の科目に誤りを発見したときは、直ちに振替伝票を発行し正当科目に更正しなければならない。

（帳簿の照合）

第15条 総勘定元帳、内訳簿その他相互に関係する帳簿は、随時照合し正確を期さなければならない。

（伝票整理による帳簿の代行）

第16条 総勘定元帳及び内訳簿並びに日計表の作成については、会計伝票を整理編綴することにより、これに代えることができる。

第3節 勘定科目

（勘定科目）

第17条 企業団の経理は、損益勘定、資産勘定、負債勘定及び資本勘定に区分して行うものとする。

2 前項に規定する勘定科目の区分は、別表第1に定めるところによる。

第3章 収入及び支出

第1節 収入

（収入の調定）

第18条 収入の調定事務は、総務課長が行うものとする。

2 総務課長は、収入の調定をするときは、収入の根拠、所属年度、収入科目、納入すべき金額及び納入義務者等を明らかにした書類によって、企業長の決裁を受けなければならない。

3 総務課長は、前項の規定により企業長の決裁を受けた場合は、当該伝票及び書類により、収入予算執行計画整理簿及び収入調定簿に記帳しなければならない。

4 前3項の規定は、収入の調定を更正しようとする場合について準用する。

（納入通知書の発行）

第19条 総務課長は、納入の通知を受けたときは、収入調定通知書に基づいて納入通知書を発行しなければならない。

2 納入通知書は、納期限の15日前までに発行しなければならない。ただし、随時に徴収するものについては、この限りでない。

（収納）

第20条 納入義務者が企業団事業の収入を納付するときは、納入通知書によらな

なければならない。

（収納金の取扱い）

第 2 1 条 出納取扱機関は、納入義務者から納付を受けたときは、翌営業日までに領収報告書、収入済通知書、入金確認書を金銭出納報告書に添えて企業出納員に送付しなければならない。

2 企業出納員は、出納取扱金融機関により、領収報告書及び収入済通知書の送付を受けたときは、勘定科目別に仕訳し、収入日計表を作成するとともに収入伝票を発行しなければならない。

（口座振替による納付）

第 2 2 条 納入義務者が企業団事業の収入について口座振替の方法により納付しようとするときは、あらかじめ、口座振替依頼書を出納取扱金融機関を經由して、企業長に口座振替届を提出しなければならない。

2 前項に規定する届出のあった納入義務者に納入の通知をする場合は、当該納入義務者から依頼があった出納取扱金融機関に対し、納入通知書を送付しなければならない。

（小切手の支払地の区域）

第 2 3 条 地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号。以下「施行令」という。）第 21 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により企業長が定める区域は、福島市とする。

（過誤納金の還付）

第 2 4 条 総務課長は、収入の過誤納又は過納の事実を発見したときは、当該過誤納金を還付しなければならない。この場合においては、過誤納の事由、所属年度、勘定科目、還付の方法、還付先及び還付すべき金額等を記載した文書により企業長の決裁を受けなければならない。

2 総務課長は、前項の規定により企業長の決裁を得た場合は、預り金整理簿を整理し、還付通知書及び振替伝票を発行し、還付通知書を還付を受けるものに送付するものとする。また、口座振替により還付を受けるものについては、第 44 条第 2 項の規定を準用する。

第 2 節 支出

（支出負担行為）

第 2 5 条 各課長は、支出の原因となるべき契約その他の行為については、次の各

号に掲げる文書によって、あらかじめ企業長の決裁を受けなければならない。

- (1) 物品購入に係るものについては物品購入伺（単価契約をなされている物品については購入伝票）
 - (2) 固定資産の購入に係るものについては物品購入伺
 - (3) 印刷製本に係るものについては物品購入伺
 - (4) 車両運搬具、工具器具及び備品の修繕（以下「物件の修繕」という。）に係るものについては修繕伺
 - (5) 工事（物件の修繕以外の修繕工事を含む。）に係るものについては工事施行伺
 - (6) 前各号に掲げる以外のものについては、その理由、所属年度、勘定科目、予算科目、金額、支出の内訳及び債権者等を記載した文書
- 2 前各号に掲げる文書には、図面、仕様書、見本その他内容を明らかにする文書等を添えるほか、特殊なもので 1 種類又は特定な工法等を指定する必要があるものについては、指定理由を記載し、又は指定理由書を添えなければならない。
- 3 各課長は、第 1 項の規定による支出負担行為の決裁を受けた後、当該支出負担行為を変更し、又は取り消しようとする場合には、変更後の支出負担行為の内容を示す文書又は当該支出負担行為の取りやめを示す文書によってあらかじめ企業長の決裁を受けなければならない。

（支出負担行為の特例）

第 26 条 次の各号に掲げる経費については、前条の規定にかかわらず、その手続を省略することができる。

- (1) 職員給与費及び賃金
- (2) 法定福利費
- (3) 企業長交際費
- (4) 電信電話料
- (5) 賃借料（契約書に基づく支出に限る。）
- (6) 光熱水費
- (7) 動力費

（支出の手続）

第 27 条 支出の手続に係る事務は、総務課長が行わなければならない。

- 2 総務課長は、水道用水供給事業の支出をしようとするときは、法令、契約、請

求書その他の関係書類に基づいて、支出の根拠、所属年度、勘定科目、予算科目、金額、債権者等を記載した振替伝票を作成し、支出予算執行計画整理簿を整理するとともに企業長の決裁を受けなければならない。ただし、未払金又は未払費用に振替せず直ちに支払するものについては、振替伝票を省略することができる。

（支出命令）

第 28 条 総務課長は、支出のうち現金の支払を伴うものについては、債権者の請求書及びその他支払の証拠となるべき文書（以下「証書類」という。）に基づいて、勘定科目、予算科目、所属年度、債権者及び当該支出に係る支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと、債務が確定していること等を確認し、適正と認めた場合は、支出命令書を作成し、証書類を添えて企業長の決裁を受けなければならない。

2 総務課長は、前項の規定により決裁を受けた場合は、支出命令書を証書類とともに企業出納員に送付しなければならない。

（支出命令書の添付書類）

第 29 条 支出命令書には、請求書、契約書、契約履行にいたるまでの関係文書検査調書その他水道用水供給企業団の債務の確定を証明する証書類を添えなければならない。ただし、企業長があらかじめ認めたものに限り請求書に検取者の契約履行に係る必要事項を記載してこれに代えることができる。

2 前項の証書類が 2 以上の支出命令書に共通して使用する必要のあるものは、重要度の強い支出命令書に証書類を添えるものとし、証書類を添えない支出命令書には、証書類の所在を付記しなければならない。

3 数葉をもって 1 通とする請求書には債権者に割印させなければならない。

（支出の更正）

第 30 条 支出した経費について所属年度、勘定科目、予算科目及び金額等に誤りがあることを発見した場合は、支出更正書により、直ちにこれを更正しなければならない。

2 総務課長は、前項の規定により支出を更正するときは、更正の振替伝票を発行し、これに支出更正書を添えて企業長の決裁を受けなければならない。

（納付書支払等の請求書）

第 31 条 債権者に請求書を提出させることが困難な場合又は次の各号に掲げる経費については、支払請求書の提出を省略することができる。ただし、これらの

場合においては、各課長が請求書を作成しなければならない。

- (1) 納入通知書、納付書による支払及びこれに類する支払で出納取扱金融機関において払込みのできる経費
- (2) 報償費、会費負担金、補助交付金、貸付金、投資、出資金、積立金、寄附金及び繰出金並びに土地及び物件の借料又は使用料
(請求書の記載事項)

第 3 2 条 請求書には、次の各号に掲げる区分によって計算の基礎を明らかにすべき内訳を記載し、又は関係文書を添えなければならない。

- (1) 給料、手当、報酬及び費用弁償に関するものは、職氏名、月区分、支給額、任免、休職、復職、転勤、増減等の発令年月日、勤務時間数その他計算の基礎等
- (2) 賃金については、雇用の目的、工事名、就労場所、氏名、雇用日数、期間、人員、日給、支給額その他計算の基礎
- (3) 退職手当等は、旧職氏名、住所、支給理由、発令年月日、支給額その他計算の基礎等（死亡者については、このほか受給者の住所氏名及び死亡者の続柄等）
- (4) 旅費については、用務、旅行先、路程、宿泊地、概算額、精算額、職氏名その他計算の基礎
- (5) 工事請負代金（物件の修繕代金以外の修繕工事代金を含む。）及び委託料に関するものは、工事名又は委託名称、工事場所、起工、竣工及び検査年月日等
- (6) 物件の購入及び修繕代金に関するものは、用途、名称、種類、規格、品質、数量、単価及び金額等
- (7) 企業債の元利償還については、名称、記号、元本、利率、期間及び金額等
- (8) 土地建物買収費、物件移転料及び損害賠償に関するものは、工事名又は用途所在地、名称、面積、構造、単価、金額及び不動産移転登記年月日等
- (9) 土地及び建物の借料又は使用料については、所在地、名称、契約年月日、許可番号、許可年月日、期間、用途、面積、単価、金額その他計算の基礎等
- (10) 補助金、交付金、負担金及び手数料に関するものは、理由、指令番号及び年月日
- (11) 物件の運搬料は、その物件の用途理由、品名、運搬区間、数量、対価、金額及び運搬年月日等

- (12) 前各号以外のものについては、前各号に準じ計算の基礎その他内容等
- 2 請求書には、債権者の記名押印がなければならない。この場合において、請求者が代表者又は代理人名義のものであるときは、その資格権限の表示があり、かつ、職務上に係るものについては職印、その他のものについては認印の押印がなければならない。
 - 3 法人又は組合その他の団体にあつては、前項の押印があるほか、その団体の印鑑の押印がなければならない。
 - 4 第 2 項の規定により表示された資格権限を認定し難いときは、その資格権限を証する文書を提示させ、これを認定しなければならない。
 - 5 債権者が代理人に請求権又は領収権を委任したときは、請求書には委任状及び印鑑証明書を添えなければならない。この場合において、総務課長は、請求書に「代理権査了」の旨を明示しなければならない。
 - 6 債券の譲渡又は継承があつた債務に係る支払については、請求書にその事実を証する文書を添えなければならない。
 - 7 前各項に掲げる請求書には、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号。以下「消費税法」という。）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「地方税法」という。）に定める消費税の課税、非課税の区分をし、課税されるものについては、本体価格、消費税額及びその合計額を記載しなければならない。

（報酬、給料等についての特例）

第 3 3 条 報酬、給料、手当、賃金、退職手当その他の給与及び報償費等について第 28 条の規定により支出命令書を作成する場合において債権者に対し支払すべき金額から法令の規定に基づき次の各号に掲げるものを控除すべきときは、当該控除すべき金額及び当該控除すべき金額を控除して債権者が現に受けるべき金額を明示しなければならない。

- (1) 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に基づく源泉徴収に係る所得税
- (2) 地方税法に基づく特別徴収に係る県民税及び市町村税
- (3) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）に基づく共済組合掛金等
- (4) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく保険料
- (5) 前各号に定めるものを除くほか労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 24 条第 1 項の規定により控除することができるものとされているもの

第 3 節 支出の方法の特例

（資金前渡の手続）

第 3 4 条 施行令第 21 条の 5 第 1 項、第 2 項の規定による資金前渡の方法により支出するときは、企業長が指定する当該現金の支払の事務に従事する職員（以下「資金前渡職員」という。）を債権者として第 2 節支出の規定の例により処理しなければならない。この場合においては、支出命令書に「資金前渡」の旨を表示しなければならない。

（前渡資金の支払）

第 3 5 条 資金前渡職員は、資金前渡受払整理簿を備えて出納の都度これに記帳して整理しなければならない。ただし、資金前渡を受けた後直ちに支払うもの又は企業長がその必要がないと認めたものは、これを省略することができる。

（資金前渡できる範囲）

第 3 6 条 施行令第 21 条の 5 第 1 項第 15 号の規定により資金前渡できる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 講習会、研修会及び会議等の会費、負担金その他これらに類する経費
- (2) 印紙、証紙、郵便料その他これらに類する経費
- (3) 企業長交際費
- (4) 定期券及び回数券を購入する経費（運賃）乗車船舶券、有料道路の通行料
- (5) 社会保険料以外の保険料
- (6) 賃借料
- (7) 土地購入費及び補償費
- (8) 賃金
- (9) 児童手当
- (10) 前各号掲げるもののほか、即時支払をしなければならない経費

（概算払の手続）

第 3 7 条 施行令第 21 条の 6 各号に掲げる経費について概算払の方法により支出をしようとするときは、第 2 節支出の規定の例により処理しなければならない。この場合においては、支出命令書に「概算払」の旨の表示をしなければならない。

（前渡資金及び概算払に係る資金の精算）

第 3 8 条 資金前渡又は概算払を受けた職員は、支払完了の日又は帰庁の日から 7 日以内（第 34 条の規定による前渡資金のうち月を単位として定める経費にあって

は、その月分を翌月 10 日まで)に資金前渡等精算書又は旅費概算払精算書を作成し、これにより精算しなければならない。ただし、旅費の概算払について精算の結果不足額又は残額を生じないときは、精算書の作成を省略することができる。

- 2 前項の規定により精算した結果精算額に残額があるときは、第 48 条に規定する過誤払金の返納に準じて又追加支払があるときは、第 34 条に規定する資金前渡の手続に準じて処理しなければならない。

（資金前渡の制限）

第 39 条 資金前渡を受けた職員は、前条の規定による精算が完了しない場合は、同一事項につき次回の資金前渡をすることができない。ただし、企業長が緊急その他やむを得ないと認めたときは、この限りでない。

（前金払）

第 40 条 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証に係る経費については、当該契約金額が 300 万円以上である場合に限り、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内で前金払をすることができる。

- (1) 工事 契約金額の 5 割の額
- (2) 委託 契約金額の 4 割の額

（前金払の手続）

第 40 条の 2 施行令第 21 条の 7 各号に掲げる経費について前金払の方法により支出しようとするときは、第 2 節支出の規定の例により処理しなければならない。

- 2 前金払を受けたものがその金額に対応する義務の一部又は全部を履行しないときは、総務課長は、不履行の部分に相当する金額を速やかに返納させる手続をしなければならない。この場合においては、第 48 条に規定する過誤払金の返納に準じて処理しなければならない。

（支出事務の委託）

第 41 条 施行令第 21 条の 11 の規定により私人に対し支出事務を委託する場合には、あらかじめ企業長の決裁を受けなければならない。

- 2 支出事務を委託した場合には、前渡資金の交付の手続の例により当該支出事務に係る支払資金を当該私人に交付しなければならない。
- 3 支出事務の委託を受けた者は、その支払の結果を第 38 条に規定する前渡資金の精算に準じて処理しなければならない。

第 4 節 支払

（支払命令書の確認）

第 4 2 条 企業出納員は、総務課長より支出命令書とともに証書類の送付を受けたときは、債権者、勘定科目、予算科目、支払金額その他支払の根拠となる内容等について誤りのないことを確認しなければならない。

（小切手による支払）

第 4 3 条 企業出納員は、前条の規定により誤りのないことを確認したときは、債権者をして領収の記名押印をさせた後、出納取扱金融機関を支払人とする小切手を振り出して、これを当該債権者に交付するとともに出納取扱金融機関に対し、小切手振出済通知書を送付しなければならない。

2 納付書等による支払の場合は、企業出納員は、自らを受取人とする小切手を振り出し、支払をしなければならない。この場合において、支払を終了したときは、出納取扱金融機関又は債権者の発行する領収書を支出命令書に添付しなければならない。

3 企業出納員は、小切手を振り出したときは、小切手振出整理簿及び普通預金出納簿並びに当座預金出納簿に記帳しなければならない。

（口座振替による支払）

第 4 4 条 施行令第 21 条の 10 の規定による企業長の定める金融機関は、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関、福島市手形交換所加盟金融機関又は出納取扱金融機関に手形交換を委託している金融機関及び為替取引のある金融機関とする。

2 前項に定める金融機関に預金口座を設けている債権者から口座振替の方法による支払の申出があったときは、出納取扱金融機関及び振替先金融機関に口座振替依頼書を送付しなければならない。この場合において、企業出納員は、振替額総額のの小切手を振り出し、出納取扱金融機関に交付しなければならない。

（支払伝票の発行及び支払済証書類の整理）

第 4 5 条 企業出納員は、債権者に小切手を交付し、又は口座振替払の手續を終了したときは、証書類に「支払執行」の表示をして当該証書類を保管すべきものに送付するとともに、支払伝票を発行して総務課長に送付しなければならない。

（出納取扱金融機関の支払事務）

第 4 6 条 出納取扱金融機関は、企業出納員より小切手振出済通知書の送付を受けた場合は、直ちに水道用水供給事業の普通預金口座から当座預金口座へ預金の組

替えをするとともに、翌営業日までに金銭出納報告書を企業出納員に送付しなければならない。

- 2 出納取扱金融機関は、小切手により支払をした場合は、水道用水供給事業会計の当座預金口座を整理するとともに小切手振出済通知書に青色の支払済印を押印し、翌営業日までに当座預金収支日計表とともに企業出納員に送付しなければならない。
- 3 出納取扱金融機関は、企業出納員より口座振替依頼書及び資金の交付を受けたときは、振替先金融機関に対し口座振替依頼書の送付及び送金手続を行うとともに支出命令書に支出済印、口座振替完了の割り印を押印した上企業出納員に返戻しなければならない。

（支払終了後の処理）

第47条 企業出納員は、出納取扱金融機関より支払済印を押印した小切手振出済通知書の送付があったときは、小切手振出整理簿に支払年月日を記帳するとともに当座預金出納簿を整理しなければならない。

（過誤払金の返納）

第48条 既に支払を終了した金額について過払い又は誤払いの事実を発見したときは、総務課長は、返納命令書を作成し支出予算執行計画整理簿を整理するとともに企業長の決裁を受け、返納通知書を当該返納義務者に送付しなければならない。

- 2 出納取扱金融機関は、返納金を受領したときは翌営業日までに返納報告書により企業出納員に報告しなければならない。
- 3 企業出納員は、前項の返納報告書により普通預金出納簿に記入するとともに収入伝票を発行しなければならない。この場合返納金額は朱書にしなければならない。

（小切手）

第49条 水道用水供給事業において振り出す小切手は、記名式とする。

- 2 小切手の額面金額は、頭初に¥の記号を付し、チェクライターにより記載しなければならない。
- 3 小切手の額面金額を訂正してはならない。小切手の額面以外の記載事項を訂正する場合は、その訂正を要する部分に2線を朱書し、その上部、又は右側に正書し、訂正部分に企業出納員の印を押さなければならない。

- 4 書損じ等により小切手を廃棄する場合は、当該小切手に「無効」の印を押し、そのまま小切手帳に残しておかなければならない。
- 5 小切手は、当該年度1年間を通ずる整理番号を付さなければならない。
（振出日から1年を経過した小切手の取扱い）

第50条 出納取扱金融機関は、企業出納員の振り出した小切手で小切手の振出日付から1年を経過し、まだ支払の終わらない金額を小切手振出済通知書により調査し、確認したときは、小切手支払未済報告書を作成し、企業出納員に送付しなければならない。

- 2 企業出納員は、前項の規定により小切手支払未済報告書の送付を受けたときは、小切手振出整理簿を整理するとともに、その金額を収入として処理し、後日小切手の所持人より償還の請求があつてこれを正当と認めるときは、その金額を支払わなければならない。
- 3 出納取扱金融機関は、振出日付より1年を経過した小切手の提示あつた場合は、当該小切手の表面余白に「支払期間経過」の旨を表示し、これを提示したものに返付しなければならない。

第4章 前受金預り金及び預り有価証券

（前受金）

第51条 給水料金、受託工事費等に係る収入のうち、収入の調定前（水道用水供給事業の債権を確定する以前をいう。）に納入義務者からこれら収入に充当する目的をもって現金を受け入れた場合は、これを前受金として整理しなければならない。

- 2 前受金の受入れについては、第3章第1節収入の規定を準用する。
- 3 前受金は、その後において収入の調定をした場合は、直ちに該当する収入に振替するものとし、総務課長は、その事実に基づいて振替伝票を発行しなければならない。

（預り金）

第52条 第33条第1号から第5号までに規定するもの及び入札保証金、契約保証金その他保証金又は担保等水道用水供給事業本来の収入に属さない現金を受け入れた場合は、これを預り金として整理しなければならない。

- 2 預り金の受入については、第3章第1節収入の規定を準用する。
- 3 過誤納還付金及び受託工事予納精算還付金は、これを預り金として整理しなけ

ればならない。

4 預り金の支払については、第 24 条第 2 項の規定を準用する。

（預り有価証券）

第 5 3 条 水道用水供給事業の所有に属さない有価証券を保管する場合は、預り有価証券として整理しなければならない。

2 預り有価証券は、安全かつ確実な方法によって保管しなければならない。

（預り有価証券の受入れ及び還付）

第 5 4 条 企業出納員は、前条の有価証券を受け入れた場合は受領書を交付し、当該預り有価証券を還付した場合は、受領書を徴さなければならない。

（利札の還付請求）

第 5 5 条 企業出納員は、預り有価証券について所有者から利札の還付請求を受けた場合は、企業長の決裁を受けて還付しなければならない。この場合において、企業出納員は、受領書を徴さなければならない。

第 5 章 固定資産

第 1 節 通則

（固定資産の範囲）

第 5 6 条 固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 有形固定資産 土地、立木、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具器具及び備品（耐用年数 1 年以上で取得価格 10 万円以上）、リース資産、建設仮勘定、その他有形資産であつて有形固定資産に属する資産とすべきもの
- (2) 無形固定資産 水利権、借地権、地上権、特許権及び施設利用権で償で取得したもの、リース資産、建設仮勘定、その他有形資産であつて有形固定資産に属する資産とすべきもの
- (3) 投資 投資有価証券、長期貸付金及び基金

（管理機関）

第 5 7 条 各課長は、その主管に属する固定資産を管理し、総務課長は、これを総括する。

第 2 節 取得

（取得価額）

第 5 8 条 固定資産の取得価額は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 購入によって取得した固定資産については、購入に要した価額

- (2) 建設工事又は製作によって取得した固定資産については、当該建設工事又は製作に要した直接及び間接の費用の合計額
- (3) 無償で譲り受けた有形固定資産又は前2号に掲げる固定資産で取得価額の不明のものについては、適正な見積価額
(購入)

第59条 固定資産を購入しようとする場合は、各課長は、物品調達請求書により、企業長の決裁を受けて総務課長に送付しなければならない。

- 2 総務課長は、前項の請求書の送付を受け購入しようとするときは、物品購入伺により企業長の決裁を受けるとともに購入決定の通知をしなければならない。
- 3 総務課長は、前項の規定により購入の決定の通知を受けたときは、支出予算執行計画整理簿に記帳しなければならない。

(交換)

第60条 固定資産を交換しようとする場合は、総務課長は、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって企業長の決裁を受けなければならない。

- (1) 交換しようとする固定資産の名称、種類及び数量並びに交換差金
 - (2) 交換しようとする事由
 - (3) 契約の方法
 - (4) その他必要と認められる事項
- 2 前項の文書には、交換しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

(無償譲受け)

第61条 固定資産を無償で譲り受けようとする場合は、総務課長は、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって企業長の決裁を受けなければならない。

を記載した文書によって企業長の決裁を受けなければならない。

- (1) 譲り受けようとする固定資産の名称及び種類
 - (2) 譲り受けようとする事由
 - (3) 見積価格（無形固定資産を除く。）
 - (4) その他必要と認められる事項
- 2 前項の文書には、譲り受けようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

(工事の施行)

第62条 建設改良工事を施行しようとする場合は、各課長は、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって、企業長の決裁を受けなければならない。

- (1) 建設改良工事によって取得しようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 工事を必要とする事由
- (3) 工事の着手及び完了の予定期日
- (4) 予定価格
- (5) 当該建設改良工事に係る予算科目及び予算額
- (6) 工事の方法及び契約の方法
- (7) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、設計書その他当該建設改良工事の内容を明らかにするための書類を添えなければならない。

3 各課長は、第1項の規定により企業長の決裁を受けた場合、当該工事を請負に付し施行するときは、工事請負請求伝票を作成し、設計書及びその他関係書類を添えて総務課長に送付しなければならない。

4 総務課長は、前項の請求書により工事の請負契約を締結したときは、工事請負契約完了通知書により請求した各課長に通知しなければならない。

（固定資産の製作）

第63条 固定資産を製作によって取得しようとする場合は、前条の規定を準用する。

（検収）

第64条 固定資産の納入又は引渡しのお知らせを受けたときは、遅滞なく検収しなければならない。

（取得の報告）

第65条 総務課長は、固定資産を取得した場合は、遅滞なく企業長の決裁を経て振替伝票を発行しなければならない。

2 前項の場合において第三者に対抗するため登記又は登録を要するものは、総務課長は、法令の定めるところに従って遅滞なく登記又は登録の手続をとらなければならない。

（建設改良工事の精算）

第66条 各課長は、建設改良工事が完成した場合には、速やかに工事費の精算を行い総務課長に送付しなければならない。

- 2 総務課長は、工事費精算の送付を受けたときは、あらかじめ定めた基準に従って間接費を配賦し、工事費にあわせて企業長の決裁を経て振替伝票を発行し、固定資産に振り替えなければならない。

（建設仮勘定）

第67条 建設改良工事でその工期が1事業年度を越えるものは、建設仮勘定を設けて経理することができる。

- 2 前項の建設改良工事が完成した場合は、前条の規定を準用する。

第3節 管理及び処分

（事故報告）

第68条 各課長は、その主管に属する固定資産が天災その他の事由により、滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、遅滞なく企業長にその旨を報告するとともに、総務課長に通知しなければならない。

- 2 固定資産を既設場所から他の場所に移動する場合も、前項の規定を準用する。
3 総務課長は、第1項の規定により通知を受けたときは、その事実に基づいて振替伝票を発行しなければならない。

（売却等）

第69条 総務課長は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって企業長の決裁を受けなければならない。

- (1) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の名称及び種類
 - (2) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の所在地
 - (3) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする事由
 - (4) 予定価格
 - (5) その他必要と認められる事項
- 2 固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていること、その他の理由により買受人がない場合又は売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合に限るものとする。

（固定資産の用途廃止）

第70条 各課長は、機械、器具その他これに類する固定資産のうち著しく損傷を受けていること、その他の理由によりその用途に使用できなくなったものについては、企業長の決裁を受けて再使用できるものと、不要又は使用に耐

えなくなったものと区分し、再用品発生通知書又は不用品発生通知書を作成し、総務課長に送付しなければならない。

- 2 総務課長は、前項の規定により送付を受けたときは、固定資産の除却の手続をするとともに、再使用できるものについては、資産に振替えなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、固定資産を撤去した場合において発生した物品について準用する。

（売却等に関する報告）

第 7 1 条 総務課長は、固定資産を売却し、撤去し、廃棄し、又は用途を廃止した場合は、遅滞なく当該売却等に関する報告書を作成して、企業長に報告するとともに振替伝票を発行しなければならない。

第 4 節 減価償却

（減価償却の方法）

第 7 2 条 固定資産の減価償却は、次条の規定によるものを除くほか、定額法によって取得の翌年度から行う。

（取替法による資産）

第 7 3 条 有形固定資産のうち、メーター及び送水管は、取替資産として経理することができる。

（減価償却の特例）

第 7 4 条 有形固定資産について当該資産の帳簿価額が、帳簿原価の 100 分の 5 に相当する金額に達した後において地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号）第 8 条第 3 項の規定により帳簿価額が 1 円に達するまで減価償却を行おうとする場合には、あらかじめその年数について企業長の決裁を受けなければならない。

（減価償却の整理）

第 7 5 条 総務課長は、減価償却引当金整理簿を備え減価償却に関する事項を整理しなければならない。

第 5 節 使用及び借受

（使用）

第 7 6 条 固定資産は、次の各号に該当する場合に限りその用途又は目的を妨げない限度において水道用水供給事業以外のものに使用を許可することができる。

- (1) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間そ

の用に供するとき。

(2) 企業団事業に係る工事を請負したものがその工事のため使用を必要とするとき。

(3) その他企業長が特にその必要があると認めるとき。

2 総務課長は、前項の規定により使用の許可を受けようとするものから、次の各号に掲げる事項を記載した許可申請書を提出させなければならない。

(1) 使用しようとする固定資産の名称及び種類

(2) 使用しようとする期間

(3) 使用の目的

(4) 前3号に掲げるもののほか、総務課長の指示する事項

3 総務課長は、第1項の規定により使用を許可しようとするときは、当該固定資産の所管課長等の意見を徴し、次に掲げる事項を記載した文書に前項の規定により提出させた許可申請書を添えて、企業長の決裁を受けなければならない。

(1) 使用を許可しようとする固定資産の名称及び種類

(2) 許可の相手方

(3) 使用の理由及び当該使用が固定資産の用途又は目的を妨げないと認められる理由

(4) 使用期間及び許可条件

(5) 使用料の額

(借受)

第77条 各課長は、物件を借り受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により、総務課長に合議の上、企業長の決裁を受けなければならない。

(1) 借り受けようとする物件の名称及び種類並びに所在地

(2) 借り受けようとする理由

(3) 借り受けの相手方

(4) 借り受けようとする期間及び賃借料の予定額

(5) その他必要とする事項

2 各課長は、物件を借り受けた場合は、遅滞なく文書をもって、企業長に報告しなければならない。

第6章 予算

第1節 予算の編成

（予算の総括）

第 7 8 条 予算の総括事務及び予算の編成事務は、総務課長が行う。

（予算原案編成の方針）

第 7 9 条 総務課長は、毎事業年度における企業運営の目標設定のための業務の予定量と収入支出についての大綱を調整決定し、翌年度の予算原案編成方針について企業長の決裁を受けて、各課長に通知しなければならない。

（予算見積算定基礎調書の提出）

第 8 0 条 各課長は、その主管に属する収入支出について予算見積算定基礎調書を作成し、事業計画書その他参考書類を添付し、総務課長に送付しなければならない。

（予算原案の作成）

第 8 1 条 総務課長は、前条の規定により送付された予算見積算定基礎調書について内容を審査し、必要な調整を加え、次長及び事務局長の審査を経て企業長の査定を受けなければならない。

2 前項の審査に当たり必要と認めるときは、関係者の説明を求め、必要な資料の提出を求めることができる。

（予算原案等の企業長への提出）

第 8 2 条 事務局長は、予算原案及び予算に関する説明書並びに参考資料を企業長に送付するものとする。

（補正予算）

第 8 3 条 毎事業年度の予算成立後、避けがたい事由により予算を補正する必要がある場合は、前 3 条の規定を準用する。この場合において第 80 条及び前条の期日は、その都度定めるところによる。

第 2 節 予算の執行

（予算の執行計画）

第 8 4 条 各課長は、毎事業年度の予算成立後速やかに、その所掌に属する事業の予算執行について執行計画の資料を作成し、総務課長に送付しなければならない。

2 総務課長は、前項の規定により提出された予算執行計画資料を調整の上、予算執行計画書を作成し、企業長の決裁を受けなければならない。

3 前 2 項の規定は、補正予算が成立した場合及び予算執行計画に変更を生じた場合に準用する。

（流用及び予備費充用等の手続）

第85条 総務課長は、予算の定めるところにより流用しようとする場合は、その科目の名称及び金額、流用しようとする理由等を記載した文書によって企業長の決裁を受けなければならない。

- 2 総務課長は、前項の規定により企業長の決裁を受けた場合は、支出予算執行計画整理簿に記入するとともに企業出納員に通知しなければならない。
- 3 前2項の規定は、予備費を充用する場合及び流用又は予備費充用により、新たに科目を設定する場合について準用する。

（収入支出の翌年度処理）

第86条 収入又は支出において、その年度内において手続が不可能なものについては、当該年度の損益計算に影響を及ぼさない限度において翌年度の予算で処理することができる。

（予算超過の支出）

第87条 総務課長は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第3項の規定による予算超過の支出を必要とする事由が生じ、その支出をするときは、その経費の名称、金額、事由等を記載した文書によって企業長の決裁を受けなければならない。この場合において、事務局長は、その旨を文書によって企業長に報告するものとする。

- 2 総務課長は、現金支出を伴わない経費について必要がある場合において予算超過の支出をするときは、前項の規定に準じて企業長の決裁を受けなければならない。

（予算の繰越し）

第88条 総務課長は、予算に定めた建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものについて、翌年度に繰り越して使用する必要がある場合においては、繰越計算書（継続費に係るものについては継続費繰越計算書）を作成して5月20日までに企業長の決裁を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、支出予算の金額のうち年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについて翌年度は繰り越して使用する必要がある場合及び継続費について翌年度に逐次繰り越して使用する場合について準用する。

第7章 決算

（決算の調製）

第 8 9 条 決算の調製に関する事務は、総務課長が行う。

（決算関係資料の提出）

第 9 0 条 企業出納員及び各課長は、毎事業年度終了後 30 日以内にその主管に属する事項について決算の調製に必要な資料を総務課長に送付しなければならない。

（決算整理）

第 9 1 条 総務課長は、毎事業年度経過後速やかに精算表を作成し、振替伝票により次の各号に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

- (1) 固定資産の減価償却
- (2) 繰延勘定の償却
- (3) 引当金の計上
- (4) 未払費用等の経過勘定に関する整理

（帳簿の締切り）

第 9 2 条 総務課長は、前条の規定により決算整理を行った後、各帳簿の勘定の締切りを行うものとする。

（決算報告書等の提出）

第 9 3 条 総務課長は、毎事業年度次の各号に掲げる書類を作成して、5 月 25 日までに企業長の決裁を受けなければならない。

- (1) 決算報告書
- (2) 損益計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 剰余金計算書又は欠損金計算書
- (5) 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書
- (6) 事業報告書
- (7) キャッシュフロー計算書
- (8) 収益費用明細書
- (9) 固定資産明細書
- (10) 企業債明細書
- (11) 継続費精算報告書

第 8 章 計理状況の報告

（計理状況の報告）

第 9 4 条 総務課長は、毎月末日をもって月次試算表及び資金予算表を作成し、企業長の決裁を受けなければならない。

第 9 章 契約

第 1 節 通則

（契約の締結手続）

第 9 5 条 総務課長は、契約の相手方が決定し、契約書を作成する必要があるときは、速やかにこれを作成しなければならない。

- 2 総務課長は、前項の契約書を作成する場合は、契約書案を企業長の決裁を経て当該契約の相手方に送付し、記名押印させ、更に当該契約書の案の送付を受けてこれに企業長の記名押印するものとする。
- 3 前項の場合において企業長の記名押印をしたときは、当該契約書の 1 通を当該契約の相手方に送付するものとする。

（契約書の記載事項）

第 9 6 条 前条の規定による契約書は、福島地方水道用水供給企業団工事請負契約約款（別記）に基づき、当該契約の種類に応じ、次の各号に掲げるところにより作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により必要ない事項については、この限りではない。

- (1) 工事又は製造（以下「工事等」という。）の請負契約
 - (2) 物品の供給契約
 - (3) 財産の取得貸付け及び処分に関する契約
- 2 工事等請負契約に係る契約書には、その附属書類として仕様書その他必要と認める書類の添付がなければならない。ただし、総務課長が契約の性質その他特別の事由によりその添付の必要がないと認めるときは、企業長の承認を受けて、これを省略することができる。

（契約書の作成の省略）

第 9 7 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約書を作成しないことができる。

- (1) 工事等その他の請負契約でその請負代金の額が 100 万円未満であるものにつき指名競争入札の方法による契約又は随意契約を締結するとき。
- (2) 工事等以外の契約でその契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、登記

又は登録の手續を必要としないものにつき、指名競争入札の方法による契約又は随意契約を締結するとき。

- (3) せり売りに付すること。
 - (4) 物品の売払いの場合において買主が直ちに代金を納めてその物品を引き取る場合
 - (5) 国又は地方公共団体その他の公共団体と契約する場合において協定書その他の公文書を作成するとき。
 - (6) 1 件の金額が 10 万円未満である軽易な契約で特に契約書を作成する必要がないと認めるとき。
- 2 前項第 1 号、第 2 号の規定により契約書の作成を省略するときは、契約の適正な履行を確保するため、相手方契約者に請負その他これに準ずる書類を提出させなければならない。

（契約保証金の額）

第 9 8 条 施行令第 21 条の 14 の規定による契約保証金の額は、契約代金の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、単価契約を締結する場合の契約保証金の額は、その都度企業長が定める。

（契約保証金の納付等）

第 9 9 条 契約保証金は、現金又は小切手（出納取扱金融機関、出納取扱金融機関が振り出し、又は支払保証をしたものに限る。）で納めさせ、若しくはこれに代えて有価証券を担保として納めさせなければならない。この場合において、当該有価証券の種類及び担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 地方債証券 額面全額
- (2) 国債証券 額面金額の 10 分の 8
- (3) 鉄道証券 時価の 10 分の 8
- (4) 電信電話債券 時価の 10 分の 8
- (5) 割引農林債券 時価の 10 分の 8
- (6) 割引商工債券 時価の 10 分の 8
- (7) 割引興業債券 時価の 10 分の 8
- (8) 長期信用債券 時価の 10 分の 8
- (9) 割引日本不動産債券 時価の 10 分の 8
- (10) 企業長が確実と認める社債券 時価の 10 分の 8

- 2 記名証券を保証金その他の担保に充てる場合においては売却承諾書及び白紙委任状を添えさせなければならない。
- 3 登録社債等を保証金その他担保に充てる場合においては、旧社債等登録法（昭和 17 年法律第 11 号）により登録をさせ、登録済証を徴さなければならない。
- 4 契約保証金は、契約保証金納付通知書により出納取扱金融機関に収めさせなければならない。
- 5 出納取扱金融機関は、前項の規定により契約保証金の納付があったときは、契約保証金領収書を交付しなければならない。
- 6 第 1 項の規定により契約保証金の納付に代えて有価証券の担保として納付されたときは、企業出納員は、その種類、額面金額、証券番号その他当該有価証券の確認に必要と認められる事項を記載した領収書を交付しなければならない。
- 7 第 1 項の規定によるもののほか、当該契約に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、企業長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証に係る証券等の提供をもって代えることができる。

（契約保証金の減免）

第 100 条 次の各号に掲げる場合において第 98 条の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署その他企業長がこれに準ずると認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、かつ、当該保険証書を企業団に提出したとき。
- (3) 契約の相手方が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項又は同令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定める場合においては、当該資格を有する者であって過去 2 年間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を企業団と 2 回以上締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 随意契約を締結する場合において契約代金の額が 50 万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 1 件 100 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されると認められると

き。

(6) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体で企業長が認めるものであるとき。

(7) 財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記することについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。

(8) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

(9) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。

(10) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。

(11) 財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

2 前項の規定により契約保証金の全部又は一部を免除する場合においては、総務課長は、そのことを明らかにした書類を作成し、企業長の決裁を受けなければならない。

（契約保証金の還付）

第 1 0 1 条 契約保証金は、工事等又は給付の終了の確認又は検査が終了した後契約の相手方からの請求により還付するものとする。還付の方法については、第 24 条の規定を準用する。

（連帯保証人）

第 1 0 2 条 企業長は、必要があると認めるときは、契約の相手方となるべきものをして、連帯保証人を立てさせることができる。

2 前項の連帯保証人の資格は、企業団の入札に加わることについて、その保証しようとする契約人と同様の資格を有する者でなければならない。ただし、企業長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 第 1 項の規定により相手契約者が立てた連帯保証人について次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、その事由の生じた日から 5 日以内に更に連帯保証人を立てさせなければならない。

(1) 連帯保証人が死亡し、又は解散したとき。

(2) 法令の規定により別段の資格を必要とされる連帯保証人が資格を失ったとき。

第2節 一般競争入札の方法による契約

（一般競争入札参加者の資格）

第103条 地方自治法施行令第167条の5第1項の規定による一般競争入札に参加する者に必要な資格は、企業長が別に定める。

- 2 前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、掲示その他の方法により、これを公示するものとする。
- 3 前項の場合においては、一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札に参加する者として必要な資格を有することについて企業長の認定を受けなければならない旨を併せて公示するものとする。
- 4 前3項の規定は、企業長が必要の都度、地方自治法施行令第167条の5の2の規定による一般競争入札に参加する者に必要な資格を定める場合に準用する。

（一般競争入札の公告）

第104条 地方自治法施行令第167条の6第1項の規定による公告は、その入札期日の前日から起算して少なくとも15日前に掲示その他の方法により、行わなければならない。この場合において、急を要するときは、その期間を5日までに短縮することができる。

- 2 前項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行わなければならない。
 - (1) 一般競争入札に付する事項
 - (2) 契約条項を示す場所及び期間若しくは履行期限
 - (3) 入札執行の場所及び日時
 - (4) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
 - (5) 福島地方水道用水供給企業団工事請負契約約款により契約を締結する旨
 - (6) 入札に参加する資格を有することについて、文書で企業長の確認を受けなければならない旨
 - (7) 入札が無効となる場合の事項
 - (8) その他必要な事項

（一般競争入札参加者の資格の確認）

第105条 一般競争入札を行おうとするときは、入札に参加しようとする者について、入札に参加する者に必要な資格を有することを証明するに足りる書類を徴

し、前条第2項第6号に規定する入札参加資格の有無を確認しなければならない。

（入札保証金の額）

第106条 施行令第21条の14の規定による入札保証金の額は、その者の見積りに係る入札金額の100分の5以上の額とする。ただし、単価契約に係る場合は、その都度企業長が定める。

（入札保証金の納付）

第107条 入札保証金の納入については、第99条の規定を準用する。

2 一般競争入札を執行しようとするときは、当該競争入札に加わろうとするものとして、前項の規定により、交付を受けた入札保証金領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

（入札保証金の減免）

第108条 次の各号に掲げる場合においては、第106条の規定にかかわらず、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に、企業団を被保険者とする入札保証契約を締結し、かつ、当該保険証書を企業団に提出したとき。

(2) 一般競争入札に参加しようとする者が、地方自治法施行令第167条の5第1項又は同令第167条の11第2項の規定により、入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、当該資格を有する者であって、過去2年間に、企業団とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。

(3) 1件100万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに、確実に納入されるものと認められるとき。

2 前項の規定により、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する場合においては、入札参加者ごとにこれを告げ、かつ、その旨を明らかにした書類を作成しておかななければならない。

（入札保証金の還付）

第109条 入札保証金は、当該入札の終了後、落札者に対しては、その者と締結する契約が確定した後、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金については、当該落札者は、これを契約保証金の全部又は一部に充当する

ことができる。

- 2 前項の規定による還付の方法については、第24条の規定を準用する。

（予定価格の設定）

第110条 一般競争入札に付する事項について、その価格をあらかじめ、当該入札に付そうとする事項に関する仕様書、設計書によって予定し、その予定価格を封書にして、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、予定価格が50万円に満たないもの（単価契約に係るものを除く。）については、この限りでない。

- 2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

- 3 予定価格は、次の各号に掲げる基準によって定めなければならない。

(1) 契約の目的となる物又は役務について物価統制令（昭和21年勅令第118号）に規定する統制額（同令第3条第1項ただし書の規定による主務大臣の許可に係る価格等の額を含む。以下「統制額」という。）のある場合は当該統制額を超えない価額

(2) 契約の目的となる物又は役務について統制額のない場合は、企業長が適正と認めて決定した額

- 4 前項の規定により予定価格を定める場合においては、当該物件又は役務の取引実例価格、需要の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期限の長短等を考慮しなければならない。

（入札の手続）

第111条 入札を行う際は、入札者をして契約条項その他関係書類及び現場を熟知させた後入札書を1件ごとに作成させ、入札公告において示した日時及び場所において、これを提出させなければならない。この場合において、入札者が他人の代理人であるときは、その代理権を有することを証するに足る書面を提出させなければならない。

（再度入札）

第112条 前条の規定により提出させた入札書を開札した場合において第110条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以

上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札に付することができる。この場合において、必要と認めるときは、前に入札しなかった者又は無効入札を行った者の入札を制限することができる。

（再度公告入札）

第113条 入札若しくは落札者がいない場合又は約定の定めるところにより、契約を解除した場合において、更に入札に付そうとするときは、法令に別段の定めがある場合のほか、第104条第1項の期間は5日までこれを短縮することができる。

（最低価格入札者以外の者を落札者とする場合）

第114条 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、最低価格の入札者以外の者を落札者とする必要があると認めるときは、その理由を付して企業長の決裁を受けなければならない。

2 地方自治法施行令第167条の10第1項又は同条第2項の規定により、地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に規定する場合に該当するかどうかについての調査を行うための基準となる価格（以下「低入札調査基準価格」という。）又は最低制限価格を設ける必要があると認めるときは、その都度個々の入札につき、これを定めなければならない。

3 前項の規定により低入札調査基準価格又は最低制限価格を付する必要があるときは、それを付す必要があると認める理由並びに付そうとする低入札調査基準価格又は最低制限価格の額及びその算出基礎を明らかにしておかなければならない。

4 前項の規定により、低入札調査基準価格又は最低制限価格を付すときは、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定による公告において低入札調査基準価格又は最低制限価格が付されている旨を明らかにしなければならない。

5 第110条第1項の規定は、低入札調査基準価格又は最低制限価格を付した場合に準用する。

（入札の無効）

第115条 入札資格のない者の入札又は入札条件に違反したもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効としなければならない。

- (1) 入札金額及び記載事項が不明なもの
- (2) 金額の訂正をしたもの
- (3) 入札者の記名押印のないもの

- (4) 1人で2通以上の入札をしたもの
- (5) 他人の代理を兼ねて、又は2人以上の代理をしたもの
(落札の通知)

第 1 1 6 条 落札者が決定したときは、直ちにその旨を当該落札者に通知し、契約締結についての必要な事項を指示しなければならない。

第 3 節 指名競争入札の方法による契約

(指名競争入札の参加者の資格)

第 1 1 7 条 地方自治法施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定による指名競争入札に参加する者に必要な資格は、企業長が別に定める。

- 2 前項の規定により指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、掲示その他の方法によりこれを公示するものとする。

(指名競争入札の参加者の指名)

第 1 1 8 条 指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから当該入札に参加させようとする者をなるべく 5 人以上指名しなければならない。

- 2 前項の規定により入札に参加させようとする者を指名したときは、当該者に速やかに第 104 条第 2 項各号（ただし、第 6 号は除く。）に規定する事項を通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第 1 1 9 条 第 106 条から第 112 条まで及び第 114 条から第 116 条までの規定は、指名競争入札の方法により契約を締結する場合について準用する。

第 4 節 随意契約

(随意契約による場合の予定価格の限度額)

第 1 2 0 条 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130 万円
- (2) 財産の買入れ 80 万円
- (3) 物件の借入れ 40 万円
- (4) 財産の売払い 30 万円
- (5) 物件の貸付け 30 万円

(6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50 万円

(予定価格の設定)

第 1 2 1 条 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の規定による随意契約により契約を締結しようとするときは、第 110 条第 2 項から第 4 項までの規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(見積書等の徴収)

第 1 2 2 条 契約者は、随意契約によろうとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を指示し、予定価格 10 万円未満であるときを除くほか、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、契約の目的上 2 人以上から同種の見積りを徴することが適当でなく、かつ、その必要がないと認めるときは、1 人の見積りにとどめることができる。

2 前項の規定にかかわらず、契約の内容又は性質上見積書を徴することが適当でないとき認められるときは、見積書を徴さないことができる。

(随意契約による場合の手続)

第 1 2 3 条 第 110 条、第 111 条、第 116 条及び第 118 条第 2 項の規定は、随意契約により契約を締結しようとする場合について準用する。

(随意契約による場合の契約相手方の制限)

第 1 2 4 条 随意契約によろうとするときは、地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者を契約の相手方としてはならない。

第 5 節 せり売り

(せり売りの手続)

第 1 2 5 条 第 103 条から第 111 条まで及び第 113 条から第 116 条までの規定は、地方自治法施行令第 167 条の 3 の規定により、せり売りに付する場合に準用する。

第 6 節 長期継続契約

(長期継続契約の締結手続)

第 1 2 6 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定により翌年度以降にわたり不動産を借りる契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約に係る契約書案その他の関係書類を添えて企業長の指示を受けなければならない。当該契約の重要な部分を変更する場合においても、また同様とする。

第 7 節 監督及び検査

(監督)

第 1 2 7 条 工事等その他の請負契約を締結したときは、主管の各課長は、企業長の決裁を受けて指定した職員（以下「監督員」という。）をして当該契約の適正な履行を確保するため立会い、工程の管理、使用材料の試験又は検査その他の方法により監督をさせ、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。

2 前項の規定により監督員を指定したときは、当該監督員の氏名を契約の相手方に通知しなければならない。

3 監督員は、第 1 項の規定により監督をしたときは、その結果について監督日誌を整理しておかなければならない。

（検査）

第 1 2 8 条 契約の相手方から請負契約に係る当該契約の履行の完了の届出があったときは、各課長は、福島地方水道用水供給企業団請負工事検査規程（平成 15 年管理規程第 12 号）第 2 条に規定する企業長が指名する職員（以下「検査員」という。）をして当該請負契約に係る履行の確認のための検査をさせなければならない。

2 検査員は、請負契約についての履行の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督員の立会いを求め、当該履行の内容について検査を行わなければならない。

3 検査員は、前項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うものとする。

4 検査員は、第 1 項又は第 2 項の規定による検査の実施に当たっては相手方契約者又はその代理人の立会いを求めなければならない。

5 検査員は、前各項の規定により検査をしたときは、工事完成検査報告書を作成し、企業長に報告しなければならない。この場合において、当該履行の内容が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を付さなければならない。

6 第 1 項の規定は、約定により工事等の既済部分又は物件の既納部分に対し完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合の検査について準用する。

（監督又は検査の委託）

第 1 2 9 条 契約について特に専門的な知識又は技能を必要とすること、その他の事由により監督又は検査を行うことが困難であり、又は適当でないと認めるときは、あらかじめ当該契約に係る監督又は検査の委託に関し必要な事項を記載した

文書により、企業長の決裁を得て職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行わせることができる。

- 2 前項の規定により職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせるときは、当該委託をする監督人又は検査人の住所指名及び監督又は検査を委託した旨その他参考となる事項を記載した文書により契約の相手方に通知しなければならない。
- 3 第 127 条第 1 項及び第 3 項並びに前条第 2 項から第 6 項までの規定は、第 1 項の規定により監督又は検査の委託をした場合における監督又は検査について準用する。
- 4 第 1 項の規定により監督又は検査の委託を受けた者は、当該委託に係る監督又は検査を完了したときは、監督日誌及び委託完成検査報告書を作成し、企業長に提出しなければならない。

第 10 章 雑則

（様式）

第 1 3 0 条 この規程に必要な様式は、別表第 2 のとおりとする。

（委任）

第 1 3 1 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 28 日管理規程第 1 号）

この規程は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日管理規程第 2 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 21 日管理規程第 3 号）

この規程は、平成 23 年 6 月 21 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日管理規程第 3 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、一部改正のうち、福島地方水道用水供給企業団工事請負契約約款第 34 条の改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 1 日管理規程第 1 号）

この規程は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

第 6 編 財務（福島地方水道用水供給企業団会計規程）

附 則（平成25年4月1日管理規程第3号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月2日管理規程第5号）

この規程は、公布の日から施行し、平成26年度の事業年度から適用する。

附 則（平成26年4月1日管理規程第1号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月15日管理規程第2号）

（施行期日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月15日管理規程第3号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日管理規程第2号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日管理規程第3号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月30日管理規程第4号）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

別表第 1（第 17 条関係）

勘 定 科 目 表

収益勘定

款	項	目	節	
水道用水供給事業収益	営業収益	給水収益	給水料金	
		受託工事収益	受託工事収益	
		その他の営業収益	水質検査手数料 雑収益	
		営業外収益	受取利息及び配当金	預金利息 有価証券利息
			国庫補助金	国庫補助金
	県補助金		県補助金	
	負担金		負担金	
	長期前受金戻入		受贈財産評価額 国庫補助金 県補助金 市町補助金 市補助金 工事負担金 その他資本余剰金	
	退職給付引当金戻入益		退職給付引当金戻入益	

第 6 編 財務（福島地方水道用水供給企業団会計規程）

款	項	目	節
	特別利益	雑収益 固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別収益	有価証券売却収益 不用品売却収益 貸 貸 料 その他の雑収益 固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別収益 長期前受金戻入

費用勘定

款	項	目	節
水道用水供給事業費用	営業費用	議会費 監査委員費 原水及び浄水費 送水費 受託工事費 総係費	給料 手当金 賞与引当金繰入額 法定福利費 法定福利費引当金繰入額 賃金 報酬費 報償費 諸謝金

第 6 編 財務（福島地方水道用水供給企業団会計規程）

款	項	目	節
			旅 研 費 被 服 費 備 消 品 費 燃 料 費 光 熱 水 費 印 刷 製 本 費 通 信 運 搬 費 広 告 料 委 託 料 手 数 料 賃 借 料 修 繕 費 修 繕 引 当 金 繰 入 額 特 別 修 繕 引 当 金 繰 入 額 工 事 請 負 費 路 面 復 旧 費 動 力 費 薬 品 費 材 料 費 食 糧 費 交 際 費 厚 生 費 補 償 費 補 助 交 付 金 工 事 負 担 金 会 費 負 担 金 保 險 料 公 課 費 そ の 他 引 当 金 繰 入 額 雑 費 減 価 償 却 費 有 形 固 定 資 産 減 価 償 却 費 無 形 固 定 資 産 減 価 償 却 費

第6編 財務（福島地方水道用水供給企業団会計規程）

款	項	目	節
			投資その他の資産減価償却費
		資産減耗費	固定資産除却費 たな卸資産減耗費
	営業外費用	その他営業費用	その他営業費用
		支払利息及び企業債取扱諸費	企業債利息 一時借入金利息 長期借入金利息
		消費税	消費税
		繰延資産償却	企業債発行差金償却 開発費償却 試験研究費償却 災害損失償却
	特別損失	雑支出	その他雑支出
		固定資産売却損	固定資産売却損
		減損損失	減損損失
		災害による損失	災害による損失
		過年度損益修正損	過年度損益修正損
	予備費	その他特別損失	その他特別損失
		予備費	予備費

第 6 編 財務（福島地方水道用水供給企業団会計規程）

資産勘定

款	項	目	節
固定資産	有形固定資産	土地	施設用地 その他土地
		土地減損損失累計額	
		建物	施設用建物 その他建物
		建物減価償却累計額	施設用建物減価償却累計額 その他建物減価償却累計額
		構築物	取水設備 導水設備 浄水設備 送水設備 その他構築物
		構築物減価償却累計額	取水設備減価償却累計額 導水設備減価償却累計額 浄水設備減価償却累計額 送水設備減価償却累計額 その他構築物減価償却累計額
		機械及び装置	電気設備 内燃設備 ポンプ設備

第6編 財務（福島地方水道用水供給企業団会計規程）

款	項	目	節
		機械及び装置減 価償却累計額	薬品注入設備 計装設備 その他機械装置 電気設備減価償却累計 額 内燃設備減価償却累計 額 ポンプ設備減価償却累 計額 薬品注入設備減価償却 累計額 計装設備減価償却累計 額 その他機械装置減価償 却累計額
		車 両 運 搬 具 車両運搬具減価 償却累計額	車 両 運 搬 具 車両運搬具減価償却累 計額
		工具器具及び備 品 工具器具及び備 品減価償却累計 額	工 具 器 具 及 び 備 品 工具器具及び備品減価 償却累計額
		リ ー ス 資 産 リース資産減価 償却累計額	リ ー ス 資 産 リース資産減価償却累 計額
		その他有形固定 資産	その他有形固定資産

第 6 編 財務（福島地方水道用水供給企業団会計規程）

款	項	目	節
		<p>その他有形固定 資産減価償却累 計額</p>	<p>その他有形固定資産減 価償却累計額</p>
		<p>建設仮勘定</p>	<p>給料 手等 当 賞与引当金繰入額 法定福利費 法定福利費引当金繰入 額 賃金 報酬 報償謝 諸金費 旅研被備 修費 服費 消品費 燃料水費 光熱水費 印製本費 通信運告料 広委託料 手賃借料 賃修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 工路面請負費 路動復力費 薬材品費 食糧費 交際費</p>

第 6 編 財務（福島地方水道用水供給企業団会計規程）

款	項	目	節
			厚 生 費 補 償 費 補 助 交 付 工 事 負 担 負 費 担 担 会 費 負 担 保 公 險 課 公 課 そ の 他 引 当 金 繰 入 雑 費 土 地 車 両 運 搬 工 具 器 具 及 び 備 具 リ ー ス 資 産 企 業 債 利 息 一 時 借 入 金 利 息
	無形固定資産	ダム使用権	ダム使用権
		水利権	水利権
		借地権	借地権
		地上権	地上権
		特許権	特許権
		施設利用権	施設利用権
		リース資産	リース資産
		その他無形固定資産	その他無形固定資産
		建設仮勘定	ダム使用権
			水利権

第6編 財務（福島地方水道用水供給企業団会計規程）

款	項	目	節
流動資産	投資その他の資産		借地権
			地上権
			特許権
			施設利用権
			その他無形固定資産
		投資有価証券	その他有価証券
		出資金	出資金
		長期貸付金	長期貸付金
		長期貸付金貸倒引当金	長期貸付金貸倒引当金
		長期前払消費税	長期前払消費税
		その他投資	その他投資
		現金預金	減価償却累計額
現金	現金		
預金	預金		
普通預金	普通預金		
外貨定期預金	外貨定期預金		
大口定期預金	大口定期預金		
定期預金	定期預金		
市場金利連動型預金	市場金利連動型預金		
譲渡性預金	譲渡性預金		
未収金	営業未収金		未収給水料金
			未収受託工事収益

第 6 編 財務（福島地方水道用水供給企業団会計規程）

款	項	目	節
		営業外未収金	未収水質検査手数料 その他営業未収金
		その他未収金	未払消費税及び地方消費税還付金 その他営業外未収金
	未収金貸倒引当金	未収金貸倒引当金	その他未収金
	有価証券	有価証券	未収金貸倒引当金
	貯蔵品	原材料	有価証券
	短期貸付金	他会計貸付金	材 料 送 水 管
	短期貸付金貸倒引当金	短期貸付金貸倒引当金	他会計貸付金
	前払費用	前払費用	短期貸付金貸倒引当金
	前払金	前払金	前 払 費 用
		前払消費税	前 払 金
	未収収益	未収収益	前 払 消 費 税

第 6 編 財務（福島地方水道用水供給企業団会計規程）

款	項	目	節
繰 延 資 産	未収収益貸倒引当金	未収収益貸倒引当金	未 収 収 益
		未収収益貸倒引当金	未 収 収 益 貸 倒 引 当 金
	その他流動資産	その他流動資産	仮 払 金
		仮払消費税及び地方消費税	仮 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税
		仮払消費税及び地方消費税	仮 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税
	企業債発行差金	企業債発行差金	企 業 債 発 行 差 金
	開 発 費	開 発 費	開 発 費
調 査 費	調 査 費	調 査 費	
災 害 損 失	災 害 損 失	災 害 損 失	

負債勘定

款	項	目	節
固 定 負 債	企 業 債	建設改良費等の財源に充てるための企業債	建 設 改 良 費 等 の 財 源 に 充 て る た め の 企 業 債
		その他の企業債	そ の 他 の 企 業 債

第6編 財務（福島地方水道用水供給企業団会計規程）

款	項	目	節
流動負債	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てる長期借入金	建設改良費等の財源に充てる長期借入金
		その他の長期借入金	その他の長期借入金
	長期リース債務	長期リース債務	長期リース債務
	引当金	退職給付引当金	退職給付引当金
		修繕引当金	修繕引当金
		特別修繕引当金	特別修繕引当金
		その他引当金	その他引当金
	その他固定負債	その他固定負債	その他固定負債
	一時借入金	一時借入金	一時借入金
	企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債
		その他の企業債	その他の企業債
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てる長期借入金	

第6編 財務（福島地方水道用水供給企業団会計規程）

款	項	目	節
		その他の長期借入金	建設改良費等の財源に充てる長期借入金
	短期リース負債	短期リース負債	その他の長期借入金
	未払金	営業未払金	短期リース負債
		営業外未払金	営業未払金
		その他未払金	貯蔵品購入未払金
	未払費用	未払消費税	営業外未払金
		未払費用	その他未払金
	前受金	営業前受金	貯蔵品購入未払金
		営業外前受金	未払消費税
		その他前受金	未払費用
	前受収益	前受収益	前受受託工事収益
			営業前受金
	引当金	退職給付引当金	営業外前受金
		賞与引当金	その他前受金
			前受収益
			前受収益
			賞与引当金

第6編 財務（福島地方水道用水供給企業団会計規程）

款	項	目	節
繰延収益	その他流動負債	法定福利費引当金	法定福利費引当金
		修繕引当金	修繕引当金
		特別修繕引当金	特別修繕引当金
		その他引当金	その他引当金
		その他流動負債	預り金
		仮受消費税及び地方消費税	仮受消費税及び地方消費税
	長期前受金	受贈財産評価額	受贈財産評価額
		国庫補助金	国庫補助金
		県補助金	県補助金
		市町補助金	市町補助金
		市補助金	市補助金
		工事負担金	工事負担金
		その他資本余剰金	その他資本余剰金
	長期前受金収益 化累計額	受贈財産評価額	受贈財産評価額
寄付金			

第 6 編 財務（福島地方水道用水供給企業団会計規程）

款	項	目	節
		国庫補助金	寄 付 金
		県補助金	国 庫 補 助 金
		市町補助金	県 補 助 金
		市補助金	市 町 補 助 金
		工事負担金	市 補 助 金
		その他資本余剰金	工 事 負 担 金
			そ の 他 資 本 余 剰 金

資本勘定

款	項	目	節
資 本 金	資 本 金	固 有 資 本 金	固 有 資 本 金
		出 資 金	引 継 資 本 金
		組 入 資 本 金	出 資 金
剰 余 金	資 本 剰 余 金	再 評 価 積 立 金	組 入 資 本 金
		受 贈 財 産 評 価 額	再 評 価 積 立 金
		国 庫 補 助 金	受 贈 財 産 評 価 額
			国 庫 補 助 金

第 6 編 財務（福島地方水道用水供給企業団会計規程）

款	項	目	節
		県 補 助 金	県 補 助 金
		市 町 補 助 金	市 町 補 助 金
		市 補 助 金	市 補 助 金
		工 事 負 担 金	工 事 負 担 金
	利 益 剰 余 金	減 債 積 立 金	減 債 積 立 金
		利 益 積 立 金	利 益 積 立 金
		建 設 改 良 積 立 金	建 設 改 良 積 立 金
		当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金 年 度 末 残 高
			当 年 度 純 利 益
		そ の 他 の 未 処 理 分 利 益 剰 余 金 変 動 額	そ の 他 の 未 処 理 分 利 益 剰 余 金 変 動 額
	欠 損 金	当 年 度 未 処 理 欠 損 金	繰 越 欠 損 金 年 度 末 残 高 当 年 度 純 損 失

別表第 2（第 130 条関係）

福島地方水道用水供給企業団会計規程附属様式

- 様式第 1 号 総合仕訳日計表
- 様式第 2 号 総勘定元帳、同内訳簿、収入内訳整理簿
- 様式第 3 号 収入伝票
- 様式第 4 号 支払伝票
- 様式第 5 号 振替伝票
- 様式第 6 号 預金出納簿
- 様式第 7 号（その 1） 口座振替依頼書総括表（原符）
- 様式第 7 号（その 2） 口座振替依頼書総括表
- 様式第 8 号（その 1） 口座振替原符
- 様式第 8 号（その 2） 口座振替依頼書（出納取扱金融機関用）
- 様式第 8 号（その 3） 口座振替依頼書（振替先金融機関用）
- 様式第 9 号（その 1） 還付依頼書
- 様式第 9 号（その 2） 還付資金受託書
- 様式第 10 号 返納命令書
- 様式第 11 号 返納報告書、返納告知書兼領収書
- 様式第 12 号 小切手
- 様式第 13 号 支出命令書
- （その 1）
- （その 2） (1) (2) (3) (4)
- （その 3）
- （その 4） (1) (2) (3) (4) (5)
- 様式第 14 号 支出命令書・納付書受払簿
- 様式第 15 号 支出科目更正書
- 様式第 16 号 小切手振出整理簿
- 様式第 17 号 年度給水料金調定表
- 様式第 18 号 手数料及び諸収入金調定簿兼徴収簿
- 様式第 19 号 収納金還付金伺
- 様式第 20 号 還付通知書、領収書兼領収報告書
- 様式第 21 号 領収報告書、納入通知書兼領収書（給水料金）

第 6 編 財務（福島地方水道用水供給企業団会計規程）

- 様式第22号（その1） 領収報告書、納入通知書兼領収書（その他諸収入金）
様式第22号（その2） 領収報告書、納入通知書兼領収書（水質検査手数料）
様式第23号 金種別票
様式第24号（その1） 物品検査報告書（甲）
様式第24号（その2） 物品検査報告書（乙）
様式第25号 工具・器具及び備品保管台帳
様式第26号 保管証
様式第27号（その1） 物品調達請求伝票（甲）
様式第27号（その2） 物品調達請求伝票（乙）
様式第28号（その1） 物品調達決定通知書（甲）
様式第28号（その2） 物品調達決定通知書（乙）
様式第29号（その1） 固定資産台帳（土地）
様式第29号（その2） 固定資産台帳（建物構築物、機械及び装置）
様式第29号（その3） 固定資産台帳（車両運搬具）
様式第29号（その4） 固定資産台帳（有価証券）
様式第30号 固定資産事故報告書
様式第31号 固定資産事故通知書
様式第32号 固定資産処分調書
様式第33号 固定資産処分内訳書
様式第34号 不用品・再用品・撤去品発生報告書
様式第35号 不用品・再用品・撤去品発生通知書
様式第36号 工事費精算書
様式第37号 工事費精算通知書
様式第38号 工事請負請求伝票
様式第39号 工事請負契約完了通知書
様式第40号 工事完成検査報告書
様式第41号 委託完成検査報告書
様式第42号 固定資産検査報告書
様式第43号 収入予算執行計画整理簿
様式第44号 支出予算執行計画整理簿
様式第45号 予算流用（充用）決裁簿兼通知書

第 6 編 財務（福島地方水道用水供給企業団会計規程）

様式第46号 予算見積算定基礎調書

様式第47号 企業債台帳

別記

福島地方水道用水供給企業団工事請負契約約款

（総則）

- 第 1 条** 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。
 - 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべ

ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

- 13 受注者が、法人又は組合の代表者名義をもって契約している場合において、その代表者に変更があったときは、速やかにその名義変更に係る登記簿謄本その他のこれを証する書面を添えて、その旨を発注者に届け出なければならない。（工事用地の確保等）

第2条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不要となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分、又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（関連工事の調整）

第3条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（請負代金内訳書及び工程表）

第 4 条 受注者は、この契約の締結後 14 日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第 5 条 受注者は、この契約（請負代金額が 500 万円未満の場合を除く。）の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 5 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約の債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 4 項において「保証の額」という。）は、請負代金額の 10 分の 1 以上としなければならない。

3 第 1 項の規定により、受注者が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の 10 分の 1 に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

5 契約保証金から生じた利子は、発注者に帰属するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第14条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第7条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第8条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第10条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第 2 項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この約款に定める発注者に対する請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第 1 1 条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
 - (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 2 項の規定に該当する場合は監理技術者、それ以外の場合は主任技術者（同法第 26 条第 3 項の工事の場合は、専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければならない。また、監理技術者は、同法第 26 条第 4 項の規定により、監理技術者資格者証の交付を受けた者でなければならない。）
 - (3) 専門技術者（建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第

13 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知、同条第 4 項の請求、同条第 5 項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第 2 項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自行しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第 1 2 条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第 1 3 条 受注者は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前 2 項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第 1 4 条 工事材料の品質については、設計図書の定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第 2 項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から 7 日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第 1 5 条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前 2 項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において当該見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、発注者から第 1 項又は第 2 項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。

- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく発注者の請求に 7 日以内に応じないため、その後の工程に支障を来たすときは、発注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。
- 6 第 1 項、第 3 項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、発注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第 1 6 条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第 2 項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第 2 項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を発注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更

することができる。

- 7 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不要となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第 17 条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他受注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第 14 条第 2 項又は第 15 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前 2 項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

第 18 条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - (2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - (3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者が協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者

は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第 1 9 条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第 2 0 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに期すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第 2 1 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 23 条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、第 24 条の場合

にあつては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第 2 2 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（受注者の請求による工期の延長）

第 2 3 条 受注者は、天候の不良、第 3 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第 2 4 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは請負代金

額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第 2 5 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1,000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前 2 項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第 2 6 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第 2 7 条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 29 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 48 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第 2 8 条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 48 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、

振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

- 3 前 2 項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。
（不可抗力による損害）

第 2 9 条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 48 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第 14 条第 2 項、第 15 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 37 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第 6 項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、（内訳書に基づき）算定する。
 - （1）工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「請負代金額の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第 30 条 発注者は、第 9 条、第 16 条、第 17 条から第 20 条まで、第 23 条から第 27 条まで、前条又は第 33 条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第 31 条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第 2 項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

（品質確保の確認検査）

第 31 条の 2 発注者又は検査員は、工事の品質を確保するため必要があると認められるときは、工事の施工中途において工事の品質を確保するための検査を行うことができる。

- 2 発注者又は検査員は、前項の検査に当たり必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（請負代金の支払）

第 32 条 受注者は、第 31 条第 2 項（同条第 6 項後段の規定により適用される場合も含む。第 3 項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により第 31 条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第 3 3 条 発注者は、第 31 条第 4 項又は第 5 項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第 1 項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによつて受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払及び中間前金払）

第 3 4 条 受注者は、請負代金額が 300 万円以上の場合に限り、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託してその証書記載の保証金額の範囲内において、請負代金額の 10 分の 5 以内の額（1 万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の前払金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第 1 項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 2 以内の額（1 万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。
- 4 第 2 項の規定は、前項の場合について準用する。
- 5 受注者は、第 3 項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ

め、発注者又は発注者の指定する者の中間前払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の 5（第 3 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは 10 分の 7。）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（1 万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第 36 条までにおいて同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第 2 項の規定を準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 6（第 3 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは 10 分の 8。1 万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第 32 条、第 37 条又は第 38 条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中から超過額を控除することかできる。
- 8 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額のうち増額後の請負代金額の 10 分の 6（第 3 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは 10 分の 8。）の額（1 万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を差し引いた額を返還しなければならない。
- 9 第 7 項及び第 8 項の超過額が相当の額に達した場合において、前払金の使用状況からみて返還することが著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から 30 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 10 発注者は、受注者が第 7 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 2.7 パーセントの割合で計算した額の遅延利息（1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第 3 5 条 受注者は、前条第 6 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が変更された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。ただし、前払金超過額を返還する場合における保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないものとする。

- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第 3 6 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払）

第 3 7 条 受注者は、請負代金額が 300 万円以上である場合に限り、かつ、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第 14 条第 2 項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限り。）に相応する請負代金額（以下この条において「出来高金額」という。）が請負代金額の 10 分の 5 を超えた場合において、工事の完成前に、当該請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額（1 万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）について、次項から第 10 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。

ただし、この請求は、工期中次の表に定める回数を超えることができない。

請 負 代 金 の 額	前金払をしない場合	前金払をする場合
1,000 万円未満	2 回	2 回
1,000 万円以上 3,000 万円未満	3 回	2 回
3,000 万円以上	発注者と受注者とが協議して別に契約で定める回数	

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第 3 項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 30 日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 第 1 項の場合において、受注者が既に前金払により請負代金の一部の前払を受けているときは、同項の規定により請求をすることができる額は、次の算式により算定して得た額以内の額（1 万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。
 - (1) 部分払がまだ 1 度もなされていない場合

$$(\text{出来高金額} \times 9 / 10) - (\text{前払金額} \times 9 / 10 \times \text{出来高金額} / \text{請負代金額})$$
 - (2) 部分払が既になされている場合

$$(\text{出来高金額} \times 9 / 10) - (\text{前払金額} \times 9 / 10 \times \text{出来高金額} / \text{請負代金額} + \text{既に部分払されている額})$$
- 7 第 35 条第 2 項ただし書の規定により受注者が保証契約を変更しないため保証期間が満了した場合において、当該保証期間満了後に部分払として請求することができる額は、前項の規定にかかわらず、次の算式により算定して得た額

以内の額（1 万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。

(1) 部分払がまだ 1 度もなされていない場合

（出来高金額×9／10）－前払金額

(2) 部分払が既になされている場合

（出来高金額×9／10）－（前払金額＋既に部分払されている額）

8 第 1 項、第 6 項及び第 7 項の場合において、出来高金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第 5 項の規定による請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

9 請負代金額が著しく増額された場合において、部分払の金額及び請負代金額の別による部分払の請求をすることができる回数は、当該増額後の請負代金額について第 1 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用して得られたところによる。この場合において、既に支払われている部分払の金額が当該増額後の請負代金額について、第 1 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用して得られる部分払の金額に満たないときは、受注者は、その差額に相当する額について発注者に対し支払を請求することができる。第 5 項の規定は、この場合における当該差額に相当する額の支払について準用する。

10 請負代金額が著しく減額された場合において、部分払の金額及び請負代金額の別による部分払いの請求をすることができる回数は、当該減額後の請負代金額について第 1 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用して得られたところによる。この場合において、支払われている部分払の金額が当該減額後の請負代金額について、第 1 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用して得られる部分払の金額を超えるときは、受注者は、その超える額に相当する額を第 34 条第 4 項の規定の例による期限までに発注者に返還しなければならないものとし、また、当該返還金を当該期限までに返還しなかったときは、受注者は、発注者に対して同条第 10 項の規定の例により遅延利息を支払わなければならない。

（部分引渡し）

第 3 8 条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、該指定部分の工事が完了したときについては、第 31 条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第 5 項及び第 32 条中「請負代金」とあるの

は「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第 32 条第 1 項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定して得た額（1 万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第 32 条第 1 項の規定により請求を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額－（前払金額×指定部分に相応する請負代金の額／請負代金額）

（第三者による代理受領）

第 3 9 条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされている委任状の添付があるときは、当該第三者に対して第 32 条（前条において準用する場合を含む。）又は第 37 条の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第 4 0 条 受注者は、発注者が第 34 条、第 37 条又は第 38 条において準用する第 32 条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（瑕疵担保）

第 4 1 条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第 31 条第 4 項又は第 5 項（第 38 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合、又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 87 条第 1 項に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、当該請求を行うことのできる期間は 10 年とする。

(1) 石造、土造、煉瓦造、金属造、コンクリート造及びこれらに類するものによる建物その他土地の工作物又は地盤の瑕疵 2 年

(2) 設備工事及び前号に掲げる瑕疵以外の瑕疵 1 年

3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 発注者は、工事目的物が第 1 項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第 2 項の定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から 6 月以内に第 1 項の権利を行使しなければならない。

5 第 1 項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第 4 2 条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請

負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 2.7 パーセントの割合で計算した額（1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。

- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第 32 条第 2 項（第 38 条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金につき、遅延日数に応じ、年 2.7 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第 4 3 条 第 5 条第 1 項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行业者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行业者に対して当該権利及び義務を承継させる。

- (1) 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

- (2) 工事完成債務

- (3) 瑕疵担保債務（受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。）

- (4) 解除権

- (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第 28 条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

- 3 発注者は、前項の通知を代替履行业者から受けた場合には、代替履行业者が前項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

- 4 第 1 項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（発注者の解除権）

第 4 4 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき。
- (3) 第 11 条第 1 項第 2 号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第 46 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。

以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相

手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第 1 項第 1 号から第 5 号までの規定により、この契約が解除された場合において、第 5 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

（発注者の任意解除権）

第 4 5 条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第 4 6 条 受注者は次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第 19 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
 - (2) 第 20 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるとときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定により契約の解除をした場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第 4 7 条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第 1 項の場合において、第 34 条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第 37 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 44 条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 2.7 パーセントの割合で計算した額（1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の利息を付した額を、解除が前 2 条の規定によるときにあっては、その余剰金を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有

又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は、工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第 4 項前段及び第 5 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 44 条の規定によるときは発注者が定め、前 2 条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 4 項後段、第 5 項後段及び第 6 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（火災保険等）

第 4 8 条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第 4 9 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年 2.7 パーセントの割合で計算した利息（1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 2.7 パ

一セントの割合で計算した額の延滞金を追徴する。

（あっせん又は調停）

第 5 0 条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による福島県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 13 条第 3 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第 5 1 条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（談合等不正行為に対する措置）

第 5 2 条 受注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、請負代金額の 100 分の 20 に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成員となる独占禁止法第 2 条第 2 項に規定する事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したとして、独占禁止法第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、独占禁止法第 50 条第 1 項に規定する納付命令）又は独占禁止法第 66 条第 4 項の審決が確定したとき（受注者が独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により、当該審決の取消しの訴えを提起したときを除く。）

- (2) 受注者が、前号の審決に対し、独占禁止法第 77 条第 1 項の規定による審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求の棄却若しくは訴えの却下の判決が確定したとき、又は受注者が当該訴えを取り下げたとき。
 - (3) 受注者（法人にあつては、その役員又は使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約による工事が完了した後においても同様とする。
 - 3 第 1 項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であつた者又は構成員であつた者に賠償金を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であつた者及び構成員であつた者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。
 - 4 損害賠償に係る時効については民法第 724 条及び独占禁止法第 26 条第 2 項の規定による。

（補則）

第 5 3 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。